

平成30年度事業報告

第1 事業活動の本旨

(公財)福岡県暴力追放運動推進センター(以下「センター」)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」)第2条第6号に規定する「暴力団員」による不当な行為を予防することを目的として、センター定款(以下「定款」)第4条第1項各号に規定する事業活動(以下「活動」)を、福岡県内(以下「県内」)において行うものである。

第2 県内における暴力団情勢の概要

センターの各事業活動を効果的に推進するには、変動する暴力団情勢(以下「情勢」)に敏感でなければならない。

「情勢」を迅速かつ的確に把握するには、警察をはじめ関係機関団体等と連携を密にするとともに、情報化時代におけるあらゆる媒体を活用した広範かつ重層的な情報の入手が肝要である。

効果的な暴力団排除活動を推進するためのその第1歩は、センターを取り巻く「環境認識」(情勢把握)から始まる。

1 暴力団の勢力

平成30年12月末における暴力団勢力は、以下のとおりである。(数字は概算)

	五代目工藤會	道仁會	三代目福博会	太州會	浪川會
構成員等	570人	420人	190人	140人	190人
合計	1,510人				

県内には福岡県公安委員会が指定する上記暴力団のほか、六代目山口組を始めとする他の都道府県公安委員会が指定する暴力団の傘下組織が存在する。

これらに所属する構成員等は概ね380人と見込まれ、合計すると県内の構成員等の全勢力は1,890人となる。

なお、前年(2,040人)の勢力と比較して150人の減少である。

2 県内暴力団の動向

県警察が推進する暴力団対策において、工藤會に対する厳しい取締りは、他の団体にも浸透し、その活動は表向き低調である。工藤會に対しては、更に首領らに対する損害賠償請求訴訟が行われ、資産の差押により、活動資金に窮している状況にある。

また、工藤會の本部事務所である工藤会館については、北九州市への税の滞納から売却を視野に入れるなど、そのシンボリック存在も処分する方向を検討している。

このような中、県内筑後地区では、道仁会や浪川会が力を温存し暗躍しているため、県警においては、両団体に対する取締り強化を打ち出すなど強力な取締を推進している。

特に、ここ数年においても、暴力団によるとみられる事業者を対象とした事件が発生しているものの、その多くが未解決となっているほか、朝倉地区の大規模災害復旧工事などに暴力団が間接的に係わることも考えられることから警戒が必要である。

福岡地区においては、六代目山口組系、神戸山口組系、任侠山口組系の三団体の傘下組織が存在しており、中洲地区においては、道仁会や浪川会も進出するなど予断を許さない状況が続いている。六代目山口組は、本年秋にナンバー２の若頭が刑務所を出所することとなるので、動きが活発化することも予想される。

センターとしては、これらの暴力団情勢に対応するため、以下の事業活動を推進した。

第3 各種事業活動の推進結果

1 公1 事業関係

(1) 広報活動（暴力団排除意識の啓発高揚）

本活動は、法第32条の3第2項第1号の規定を受け、定款第4条第1項第1号に規定する、センターの基幹活動のひとつである。

本年度は、通常の活動として

○ センター機関誌「県民の絆」の定期刊行（年度内2回）、「民暴特別相談日」（毎月第1及び第3水曜日）や「暴力団被害集中相談日」（年度内2回）等の開設の周知等を目的としたチラシ、ポスター等の作成・配付等、その他暴力団排除に係わる啓発資料等の作成・配付等

○ 企業等の暴力団排除研修等に積極的に参加して、「情勢」説明や啓発講話等を行うなど、いわゆる「出前方式」の広報活動を展開

○ 平成30年11月12日、福岡市中央区所在のアクロス福岡で「第27回暴力追放福岡県民大会」を開催し、県民約1,300人が参加

○ 上記大会の開催に合わせ、暴力団排除活動功労者（団体及び個人）や広報用ポスターコンクール最優秀等受賞者に対する表彰状等を授与

するなど、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識（機運）の高揚に努めた。

さらに、県内の暴力団情勢に呼応した特別な活動としては、暴力団の実態把握を啓発するための動画（暴力団と薬物犯罪）を作成し、積極的な広報活動の推進に努めた。

(2) 少年指導

本活動は、法第32条の3第2項第10号の規定を受け、定款第4条第1項第10号に規定する活動である。

同活動の本旨は、同項第4号に規定する「少年に対する暴力団の影響を排除するた

めの活動」である。センターにおいては、本年度も同活動を実効あるものとするため、県警少年課と連携して

- 「みんなで考えよう！少年非行・犯罪被害防止」と題する、少年非行防止並びに暴力団排除関連の広報啓発資料を作成・配付

- 「少年指導委員研修会」に出席

し、積極的な少年指導活動の推進に努めた。

(3) 調査研究活動

本活動は、センターが行う暴力団排除活動を迅速かつ効果的に推進することを目的として、定款第4条第1項12号に規定する活動である。

同活動の対象は「情勢」はもとより、暴力団排除に関連する法令や各種施策等に至るまで多岐に及んでおり、また、暴力団排除活動を効果的に推進するには、実行力の背景となる法的な専門知識が要求される。

センターにおいても当該調査研究活動に資するため、県警及び福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士（以下「民暴弁護士」）等との連携強化に努めた。

具体的活動としては、

- 平成30年7月12日「平成30年度九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会定例会」に出席

- 平成30年10月12日 県警及び民暴弁護士等と協働して「民暴研究会」を開催

- 平成30年10月19日 全国暴力追放運動推進センター主催の「専務理事・事務局長研修会」に出席

- 平成31年3月5日 九州弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会主催の「平成30年度九州ブロック民暴研究会」に出席

するなど、暴力団排除活動に必要な専門的知識の修得と広範な情報収集に努めた。

(4) 監視活動

本活動は、定款第4条第1項第11号に規定された活動である。

同活動の目的は、地域、職域等において民間人の立場、目線で暴力団の動向等を監視したり、情報を収集することにより、地域等における暴力団排除活動を恒常的に推進、展開していこうとするものである。

現在、センターでは所轄の警察署長から推薦を受けた48名を「暴力監視員」（以下「監視員」）として委嘱している。

「監視員」に対しては、年度内に1回「暴力監視員研修会」を開催して、県内の暴力団情勢等に関する教養等を実施している。

本年度は2月21日、県警組織犯罪対策課と協働して同「研修会」を開催し、「監視員」としての自覚と問題意識の高さを再認識するとともに、同活動が有効に機能していることを確認した。

情勢説明と具体的な暴力団の動向について情報交換を行い、監視員からは、活発な質問があり、県警、暴追センターで回答した。

2 公2 事業関係

(1) 相談活動

本活動は、法第32条の3第2項第3号の規定を受け、定款第4条第1項第3号に規定するセンターの基幹活動のひとつである。

ア 受理状況

同活動は、その時々の「情勢」等を反映して受理件数も増減する傾向にある。本年度の受理件数は下表のとおりであるが、

本年度 1, 223件

昨年度 991件

と比較して232件の増加である。

受理件数が増加した理由は、県内の暴力団排除条例の浸透に伴い、企業が暴力団との関係を断ち切ろうとしていること及び賛助会員の増加により属性照会が増えてきたことが推認される。

イ 受理体制

センターにおける日常の相談受理対応は、センター職員等4名を「暴力追放相談委員」（法第32条の3第1項第2号）として委嘱し、これに備えている。

加えて、法的専門性を充実させるため、民暴弁護士や保護司等を非常勤相談委員に委嘱し、万全の体制確保に努めている。

その他、多様な相談需要に対応するため民暴弁護士等と協働して

○ 毎月第1及び第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設

するとともに、県警、民暴弁護士、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市等と協働して

○ 4月21日(土)及び10月20日(土)に「暴力団被害集中相談日」を開設し、懇切、丁寧な相談活動に努めた。

ウ 処理状況

平成30年度中の相談処理状況は、下表のとおりである。

日常相談活動・民暴特別相談日・暴力被害集中相談日における処理状況（H31.3.31現在）

相談内容	受理件数	解決	警察・弁護士等引継
暴対法9条各号の行為に係わる相談	18	18	0
縄張に係わる禁止行為に関する相談	0	0	0
準暴力的要求行為の要求等に係わる相談	0	0	0
勧誘・加入強要に係わる相談	0	0	0
離脱・就労等に係わる相談	32	32	0

暴力団事務所等に係わる相談	3	3	2 (弁)
使用差止請求関係相談	0	0	0
民事訴訟に係わる相談	5	5	0
上記分類に該当しない相談	40	40	0
センター事業に関する相談	61	61	0
その他の暴力関係相談	1,064	1,064	0
合 計	1,223	1,223	2

(2) 少年対策

本活動は、法第32条の3第2項第4号の規定を受け、定款第4条第1項第4号に規定する活動である。

同活動の本旨は、「少年に対する暴力団の影響を排除」することであり、その具体的な推進方策は、少年を「暴力団組織に加入させないこと」、そして「暴力団の被害から守る」ことである。

少年は心身ともに未成熟であることから、社会的な見守りと保護が必要とされ、センターにおいても、県警少年課をはじめとする関係機関団体等と緊密な連携を図り、同活動を強力に推進した。

具体的には、

- 少年の非行防止と暴力団排除活動に資するための小冊子の作成・配付
- 県内の公・私立の高校等に対する暴力団排除啓発ポスターの制作とコンクールへの出展要請
- 少年指導委員研修や企業主催の暴力団排除のための研修会で講話
- 地区暴追大会において暴力団排除教育サポーターの講話

などを行い、積極的かつ広範な少年対策活動に努めた。

(3) 離脱者就労支援

本活動は、法第32条の3第2項第5号の規定を受け、定款第4条第1項第5号に規定する活動である。

当該活動は、センターが定める「暴力団離脱者援助活動規程」に基づき、平成28年度から対応してきたところであるが、平成29年度16名、平成30年度は19名の離脱者就労支援を行った。

暴力団離脱者の急増等の現状を踏まえ、平成28年1月に、就労先である雇用事業者を募り運営管理するための「協賛企業規程」を設けて、協賛企業を募った。

また、平成31年1月30日、県警、センターのほか、福岡中央公共職業安定所、福岡刑務所、福岡県就労支援事業者機構など12の行政機関や団体等から構成され、暴力団員が善良な社会の一員として更生するための離脱就労支援を効果的に行い、安全安心な地域社会づくりに寄与することを目的とした「福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会」を開催し、離脱者の社会復帰を容易にするための環境整備を推進した。

身元保証制度については、本年度初めて2件適用した。1件目は、連続した交通事故の補償であり、雇用企業が保険料の関係から事故保険適用をしなかったため、支給したものであり、2件目は、離脱就労者が途中退職したため、居住地の保証金を支払っていた雇用企業が請求したものである。

なお、離脱就労支援の処理状況等（平成31年3月31日現在）は以下のとおりである。

- 協賛企業 327事業者
- 離脱者雇用給付金支給事業者 19事業者
- 身元保証制度 2件
- 暴力団離脱者援助費 支給なし

3 公3事業関係

(1) 暴力団事務所使用差止請求関係業務

本活動は、法第32条の3第2項第6号の規定に基づき、定款第4条第1項第6号に規定する活動である。

同活動は平成25年1月の法改正等により、平成25年度からセンターの新たな事業として加わり、同法の改正がもたらした最大の利点は、暴力団事務所使用差止請求訴訟（以下「訴訟」）を提起しようとする当事者の精神的、経済的負担の軽減である。

「人格権」の侵害を理由とする同訴訟では、暴力団事務所周辺に居住等する住民等が訴訟の当事者となる。

その当事者は、公判廷等において直接、暴力団と対峙しなければならない場面もあり、かつ、訴訟費用の捻出にも困難が伴うなど、当事者の精神的、経済的負担も大きく、訴訟の提起を阻害する要因ともなっていた。

しかし、先の法改正により、住民等からセンターに対し、訴訟の委託がなされた場合、センターが住民等の「代理」となり、当該訴訟の当事者として訴訟を提起し、訴訟費用に関しても本県の補助金から支出可能となるなど、従前と比較して画期的な制度である。

平成31年2月19日、久留米市の道仁会三代目大平組事務所に対し、使用差し止め請求の仮処分を行った。

同処分を行うまでに、当センターでは検討委員会を開催し、代理訴訟を行うことを決定し、県警及び福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会との連携を図った。

今後も県民に対し、同制度の周知徹底と活用を図るための広報活動を行い、暴力団事務所の撤去活動の推進に努める。

(2) 暴力団排除組織に対する援助活動

本活動は、法第32条の3第2項第2号の規定に基づき、定款第4条第1項第2号に規定する活動である。

県警による工藤會に対する「頂上作戦」の奏功により、県民の暴力団排除機運は、かつてないほどの高まりをみせているため、センターとしては、地域、職域における暴力団排除活動の中核である民間暴力団排除組織に対し、広範な支援活動を行った。

また、組事務所の撤去活動の支援が行えるように県に対して事業活動の追加を申請したところ、平成31年3月4日に認定を受けた。これにより、組事務所の撤去活動支援に関しては、相談だけでなく積極的に支援を行うことができるようになった。

この他、具体的には、各自治体或いは企業等主催による暴力団排除関連のイベント、或いは研修等の開催に際し、センターの役職員等を講師として派遣したり、横断幕、プラカード等の資器材の貸与、その他チラシ、ポスター等の啓発資料等を提供し、暴力団排除機運の高揚と暴力団排除活動の活性化に努めた。

(3) 不当要求防止責任者講習

本活動は、法第32条の3第2項第7号の規定に基づき、定款第4条第1項第7号に規定する活動である。当該講習は、県警組織犯罪対策課が所管し、本県公安委員会がセンターに委託する事業である。

本年度は、講習を38回実施した。

その結果、合計2,245事業者（下表「平成30年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者」参照）が受講した。

また、同講習の受講人員については、本来の「不当要求防止責任者」のほか、代理人、オブザーバー等を含め2,252人が参加受講した。

昨年度の受講事業者は2,434事業者、受講人員は2,443人であり、いずれも減少した。

今後も企業等に対し、同講習の積極的な受講を働きかけるとともに、講習内容の充実に努める。

平成30年度・不当要求防止責任者講習業種別受講事業者

業種	電気・運輸	金融・保険	建設・不動産	製造・卸・小売	旅館・サービス	農林・漁業	その他（公務所等）
事業者数	142	318	499	343	530	33	380
合計	2,245						

(4) 不当要求情報管理機関援助事業

本活動は、法第32条の3第2項第8号の規定に基づき、定款第4条第1項第8号に規定する活動である。

センターにおいては、法定の「不当要求情報管理機関」である（公財）モーターボート競走保安協会、（公財）競馬保安協会、日本証券業協会に加え、県警組織犯罪対策課と協働して年度内に1回、「不当要求情報管理機関連絡会議」を開催している。

本年度においては、1月24日に同会議を開催し、県警による「情勢」等の説明を受けた後、出席者間で積極的な質疑や情報の交換等を行うなど、メンバー間の連携強化と

本援助事業の活性化に努めた。

(5) 被害者救援活動

本活動は、法第32条の3第2項第9号の規定に基づき、定款第4条第1項第9号に規定する活動である。

センターにおいては、同活動を具体的に推進するため「被害者等救援資金貸付規程」及び「見舞金支給規程」等を整備しているところであるが、本年度においては、見舞金の支給はなかった。

被害者救援貸付規程については、2件行っており、

- 小倉北区におけるスナック女性経営者殺人未遂事件
- 元警察官に対するけん銃使用殺人未遂事件

について損害賠償請求訴訟費用として貸付を行った。

今後も、各種事件において被疑者が暴力団員であることが明白となれば、被害者を救援するために、同見舞金の支給や貸付について迅速かつ積極的な運用に努める。

第4 賛助会加入勧奨活動

賛助会に関しては、定款第42条第1項に「法人の活動目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人、その他の団体又は個人を賛助会員とする。」と規定するとともに、「賛助会員規程」を整備して適切に運用しているところである。

賛助会員が納入する年間の賛助会費は、法人が3万円、個人が5千円である。当該会費収入は、基本財産の運用収益等とともにセンターの運営上、貴重な財源である。

そのためセンターにおいては、賛助会員の加入促進と継続的な会費の納入を確保するため、あらゆる活動を通じて本活動を実践するとともに、既会員に対しては、セミナーを実施し、いわゆるアフターケアにも配慮しているところである。

具体的な勧奨活動としては、

- センターのホームページ、機関誌（県民の絆）、パンフレット等に会員募集の記事等を掲載

するとともに、

- 企業等の暴力団排除のための研修や自治体等主催の暴力団追放イベント等に
参加した際の加入勧奨

等を積極的に行った結果、本年度も昨年度を上回る会員数となった。

なお、本年度及び昨年度末における賛助会員数については、下表のとおりである。

賛助会加入状況

区 分	平成29年度	平成30年度	増 減
法 人 会 員	571	617	+46
個 人 会 員	75	80	+5
特 別 会 員	137	137	0

合 計	7 8 3	8 3 4	+ 5 1
-----	-------	-------	-------

第5 会議等の開催と派遣等

平成30年度におけるセンターが主催する会議、或いは地域・職域等が主催する暴追大会、及び暴力団排除研修等に対する支援（センター職員等の派遣、暴力団排除関連広報資料・資器材の供・貸与等）等の状況は、以下のとおりである。

1 理事会

- (1) 平成30年5月11日 平成30年度第1回理事会
 - 平成29年度事業報告（案）について
 - 平成29年度収支決算（案）について
 - 差止請求関係業務検討委員の選任について
- (2) 平成30年7月9日 みなし決議
 - 代表理事（専務理事）の選任について
 - 評議員会の決議の省略（書面表決）の提案について
 - 差止請求関係業務検討委員会委員の選任について
- (3) 平成30年11月1日 みなし決議
 - 理事1名の辞任及び選任について
- (4) 平成30年12月5日 みなし決議
 - 住民委託による指定暴力団事務所使用差止訴訟（代理請求）の受託（案）について
 - 住民委託による指定暴力団事務所使用差止訴訟（代理訴訟）の受託手続きに係わる追行弁護士への委託について
- (5) 平成31年2月1日 みなし決議
 - 公益目的事業として認定を受けた「暴排組織援助・暴力団排除支援事業」への「暴力団事務所撤去支援事業」の追加に関する変更認定申請に関すること
- (6) 平成31年3月15日 平成30年度第2回理事会
 - 基本財産運用収入の配賦割合の変更について
 - 2019年度事業計画（案）について
 - 2019年度収支予算（案）について
 - 身元保証制度規程の一部改正（案）について
 - 服務規程の一部改正（案）について
 - 定時評議員会の開催（案）について

2 評議員会

- (1) 平成30年5月28日 平成30年度定時評議員会
 - 平成29年度収支決算（案）について
 - 評議員の任期満了辞任に伴う選任について

- 理事の任期満了に伴う選任について
- 理事の任期満了に伴う再任について
- (2) 平成30年7月31日 みなし決議
 - 評議員の選任について
 - 理事の選任に伴う選任について
- (3) 平成30年12月1日 みなし決議
 - 理事の辞任及び選任について
- 3 センター主催会議及び大会等
 - 平成30年10月12日 民暴研究会
 - 平成30年11月12日 第26回暴力追放福岡県民大会
 - 平成31年 1月24日 不当要求情報管理機関連絡会議
 - 平成31年 2月21日 暴力監視員研修会
 - 平成31年 3月 5日 九州ブロック民暴研究会
- 4 自治体、企業等主催の暴力団排除関連の行事、研修、会議等
 - 平成30年 5月14日 平成30年度少年指導委員研修
 - 平成30年 5月15日 福岡県犯罪被害者支援協議会
 - 平成30年 5月21日 (公財)福岡県スポーツ振興センター職員研修会
 - 平成30年 5月22日 (公財)全日本不動産協会福岡本部 定時総会懇親会
 - 平成30年 5月24日 福岡市暴力追放推進協議会 幹事会
 - 平成30年 5月25日 福岡県損害保険代理業防犯対策協議会総会
 - 平成30年 5月28日 (一社)福岡県警備業協会定時総会
 - 平成30年 5月29日 (公社)福岡県宅地建物取引業協会 定時報告会
 - 平成30年 5月29日 福岡県遊技業協同組合第57回総代会
 - 平成30年 6月 5日 久留米市暴力団壊滅市民総決起大会
 - 平成30年 6月 5日 株式会社ティーガイア 暴力追放セミナー
 - 平成30年 6月 6日 福岡県証券警察連絡協議会 第12回総会
 - 平成30年 6月 8日 生命保険協会北九州地区 生命保険防犯対策協議会
 - 平成30年 6月12日 生命保険協会福岡地区 生命保険防犯対策協議会
 - 平成30年 6月14日 (公財)福岡県防犯協会連合会 定時総会
 - 平成30年 6月19日 生命保険協会筑後地区 生命保険防犯対策協議会
 - 平成30年 6月20日 福岡市ホテル連絡会三土会 研修会
 - 平成30年 6月21日 大林道路株式会社九州支店 安全大会
 - 平成30年 6月24日 春日市 第13回地域安全市民のつどい・暴力追放決起大会
 - 平成30年 6月28日 福岡法務局柳川支局 不当要求対応研修
 - 平成30年 7月 3日 福岡市暴力追放推進協議会 総会
 - 平成30年 7月 6日 暴力団追放!地域決起会議(北九州地区)

- 平成30年 7月 7日 平成30年度大牟田市暴力団追放市民総決起大会
- 平成30年 7月10日 太平電業株式会社 研修会
- 平成30年 7月11日 福岡県糸島保健福祉事務所 所属研修
- 平成30年 7月12日 福岡県糸島保健福祉事務所 所属研修
- 平成30年 7月13日 暴力追放・地域安全東区民大会
- 平成30年 7月20日 福岡県銀行警察連絡協議会反社会的勢力排除研修会
- 平成30年 7月24日 第10回大野城市安全安心まちづくり推進大会
- 平成30年 7月26日 福岡県ゴルフ場暴力団等排除・防犯連絡協議会
- 平成30年 7月27日 九州弁護士連合会民介入暴力対策委員会 夏期合宿
- 平成30年 8月20日 北九州市民暴力追放総決起大会
- 平成30年 8月30日 国交省九州地方整備局九州技術事務所行政対象暴力講習会
- 平成30年 8月30日 暴力団追放！地域決起会議（筑後地区）
- 平成30年 9月 4日 福岡ソフトバンクホークス暴力団等排除連絡協議会総会
- 平成30年 9月27日 京都府暴追センター 平成30年賛助会員研修会
- 平成30年10月 6日 （公社）福岡県防犯協会連合会安全・安心まちづくり県民の集い
- 平成30年10月11日 平成30年八幡西暴力追放決起大会・地域安全フェスタ
- 平成30年10月24日 暴力追放事業体等筑紫地区協議会定例会
- 平成30年10月24日 平成30年度福岡高速道路工事暴力団等追放大会
- 平成30年10月24日 福岡商工会議所 福商リスクマネジメントセミナー
- 平成30年10月25日 平成30年度犯罪被害者等支援担当職員研修会
- 平成30年11月14日 田川地区暴力団等追放総決起大会
- 平成30年11月15日 日本たばこ産業株式会社 企業防衛研修会
- 平成30年11月18日 糸田町暴力等追放町民大会
- 平成30年11月19日 福岡市南体育館 不当要求防止対応研修
- 平成30年11月27日 福岡県損害保険防犯対策協議会 第39回定期総会
- 平成30年11月28日 平成30年度南区歳末防犯大会
- 平成30年11月29日 福岡県信用農業協同組合連合会 反社会的勢力等にかかる研修会
- 平成30年11月29日 暴力団追放！地域決起会議（筑豊地区）
- 平成30年11月30日 九州地方整備局暴力団等追放連絡協議会総会
- 平成30年12月 1日 久留米市暴力団壊滅市民総決起大会及びパレード
- 平成30年12月 7日 福岡県遊技業協同組合 暴力団排除特別セミナー
- 平成30年12月10日 海の中道海浜公園事務所 行政対象暴力対策講習会
- 平成30年12月11日 日本下水道事業団 研修会
- 平成31年 1月 4日 日本船舶職員養成協会西日本 新春研修
- 平成31年 1月25日 （公社）全日本不動産協会福岡県本部新年賀詞交歓会
- 平成31年 1月26日 みやま市・柳川市暴追大会

- 平成31年 1月27日 第1回那珂川市安全安心まちづくり推進大会
- 平成31年 2月 1日 日弁連 民事介入暴力対策委員会
- 平成31年 2月 2日 大川市・筑後市・大木町合同暴力団追放総決起大会
- 平成31年 2月 4日 福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会定期総会
- 平成31年 2月19日 福岡県クシ協会暴力追放防犯協力推進協議会総会
- 平成31年 2月 6日 平成30年度第2回協力雇用主研修会
- 平成31年 3月12日 安全・安心あさくら住民総決起大会
- 平成31年 3月25日 福岡県弁護士会新任弁護士研修会

以 上

附属明細書

事業報告を補足する重要な事項はない。